

# 令和8年度 丹波市観光活性化支援事業補助金 募集案内

丹波の自然や景観、歴史、伝統文化、特産物等の豊かな資源を活かし、丹波の魅力発信と地域内外の交流の活性化を図る、創意工夫をこらしたイベント等を支援します。

## 1. 対象団体

次の条件を満たす団体を対象とします。

- ・ 構成員の2分の1以上が市内在住者
- ・ 補助事業の実施及び事務処理の体制が整っていること
- ・ 「丹波マップ ～丹(まごころ)の里 丹波市観光デジタルマップ～」に登録されていること
- ・ ホームページやSNS等でイベント等の広報ができること

## 2. 対象事業

次のような観光事業を対象とします。

- ・ 集客や消費を創出・喚起する要素を含む
- ・ 地域の活性化・外部への宣伝効果を含む
- ・ 産業が育ち、自立したまちづくりに繋がる
- ・ 観光資源の利用促進を図る目的である

補助対象経費：50万円以上

自己財源：事業費の30%以上

参加者：概ね1,000人以上を見込む

※自己財源には他の補助金による収入は含みません。

※以下を目的とする事業は対象外です。

営利目的の興行、宗教活動・政治活動・反社会的活動・公序良俗に反する活動を目的とする事業

## 3. 補助内容

補助率：原則として補助対象経費の20%

上限額：150万円

※予算の範囲内で交付します。

## 4. 募集期間

第1回	令和8年4月13日(月)	～	令和8年4月30日(木)	17:00
第2回	令和8年5月21日(木)	～	令和8年6月19日(金)	17:00
第3回	令和8年8月21日(金)	～	令和8年9月18日(金)	17:00
第4回	令和8年10月21日(水)	～	令和8年11月20日(金)	17:00

※郵送・宅配便等の場合は、各回の最終日必着とします。

※予算に達し次第終了となります。

※各回締め切り後に審査及び交付決定を行います。事業の開始までに交付決定が受けられるように申請してください。

※補助対象事業期間：令和9年2月28日(日)まで

※令和7年度までご提出いただいていた「補助金申請希望調書」は廃止いたしました。

## 5. 補助対象経費

補助対象となる経費は、補助事業実施に直接必要な経費の内、次の表に定める経費となります。詳細は交付要綱第5条をご確認ください。

区分		補助対象経費（例）	補助対象外経費（例）
1	謝金	講演会の講師謝金 ステージイベント等への出演者謝金	趣旨、目的に沿わない謝金 事業実施団体等の役員・委員等に対する謝金
2	委託料	事業実施・企画・事務等に係る委託料 (委託契約の締結を必須とする。)	趣旨、目的に沿わない出展(店) 委託料 企画書等成果物のない企画構成費
3	旅費	講演会の講師などへの交通費	事業実施団体等の役員・委員等の交通費
4	通信費	郵券料などの必要な通信費	電話代や郵券料等の通信費・ コピー機使用料等で案分計算 による支出
5	印刷製本費	チラシ・パンフレットなどの印刷費 会議等資料印刷費	
6	使用料・賃借料	会場・付属施設使用料 音響機器等の使用料・レンタル料 自動車等借上料、会議室等の使用料 各種機材の借上料、運搬経費	
7	消耗品費	機材・材料など原材料費、消耗品	備品等の資産（本体価格が1 点1万円以上かつ複数年使用 可能なもの）
8	会場設営・撤去費 活動資材費	テント・ステージ・客席・看板製作・装飾などイベント会場の設営及び撤去に要する経費 音響・照明等の設備・レンタル料等のイベント等の実施に係る経費 電気・水道に係る仮設設備工事費等	
9	警備費	会場警備等に係る経費	
10	宣伝広告料	ポスター・チラシ・PR冊子等の作成費 看板・のぼりの作成・設置費	
11	保険料	イベント等への参加者の傷害保険料	
12	その他経費	上記項目に該当しない経費で補助対象と認められるもの	賄・接遇としての飲食費 振込手数料等

以下の経費も補助対象外です。

- ・事業実施団体等の運営費
- ・事業実施団体等の役員・委員・事務局員や当該事業実施団体及びその上部団体に対するすべての支払い
- ・役員等が、ある組織・団体の代表等として参加している場合は、当該組織・団体への支払い
- ・その他補助対象として不適当な経費

※県・市・その他の団体等からの補助金制度の併用は認めますが、補助対象経費の併給は認めません。併用する場合は、当該他の補助金の交付要綱等を添付してください。

※詳細については交付要綱をご確認ください。

## 6. 申請の流れ

